

【イギリス】2026 年たばこ及び電子たばこ法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 2026 年 4 月 29 日、英国全域において一貫した法的枠組みを適用し、英国を禁煙社会とするための画期的な一歩として、たばこを購入できない世代を生み出す法律が制定された。

1 概要

2026 年 4 月 29 日、英国を禁煙社会とするための画期的な一歩として¹、2026 年たばこ及び電子たばこ法（以下「2026 年法」）²が制定された。2026 年法は、英国全域において一貫した法的枠組みを適用するため、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの各地域の既存のたばこ及び電子たばこ関連法規を改正するものである。全 8 部 178 か条及び附則 21 編から成り、本則の構成は、第 1 部「販売及び流通：イングランド及びウェールズ」（第 1 条～第 51 条）、第 2 部「販売及び流通：スコットランド」（第 52 条～第 71 条）、第 3 部「販売及び流通：北アイルランド」（第 72 条～第 91 条）、第 4 部「スヌース³等：押収及び保管」（第 92 条、第 93 条）、第 5 部「製品及び情報に関する要件等」（第 94 条～第 117 条）、第 6 部「広告及びスポンサー活動」（第 118 条～第 141 条）、第 7 部「禁煙区域、電子たばこ禁止区域その他使用禁止区域」（第 142 条～第 164 条）、第 8 部「一般規定」（第 165 条～第 178 条）である。施行日は、制定日、制定日の 6 か月後、2027 年 1 月 1 日とされた規定を除き、主務大臣が規則で定める日に委ねられている⁴。

2 主な規定

(1) 販売及び流通

英国全域において、2009 年 1 月 1 日以降に生まれた者に対するたばこ製品⁵、ハーブ系喫煙製品⁶及び巻紙⁷の販売を禁止する（第 1 条、第 52 条、第 72 条）。従来から 18 歳未満の者に対するこれらの製品の販売は禁止されているため⁸、2026 年法の当該規定は、2009 年 1 月 1 日に生まれた子が 18 歳になる 2027 年 1 月 1 日に施行される。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 9 月 8 日である。

¹ “Explanatory Notes; Tobacco and Vapes Act 2026,” p.8. legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/18/pdfs/ukpgaen_20260018_en.pdf> 以下、本稿の記述に当たっては、当該資料を参照した。

² Tobacco and Vapes Act 2026 (c.18). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/18>>

³ 加工したたばこ葉を入れた「ポーション」と呼ばれる小袋を口に含み上唇の裏にはさんで使用する無煙たばこの一種。様々な健康リスクと依存性が指摘されている。「無煙たばこ・スヌースの健康影響について」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/muen/>>

⁴ 本稿執筆時点で制定された規則はなく、2026 年法の一部規定の施行日は未定である。

⁵ 全部又は一部がたばこで構成され、かつ、喫煙され、嗅がれ、なめられ、かまれ、又はその他の方法で摂取されることを意図した製品をいう。2026 年法第 50 条

⁶ 全部又は一部が植物性物質で構成され、喫煙されることを意図した、たばこを含まない製品をいう。同上

⁷ たばこ製品又はハーブ系喫煙製品を包み、それらを喫煙可能にする目的で使用することを意図したもの。同上

⁸ 1933 年児童及び青少年法（Children and Young Persons Act 1933 (c.12 (Regnal.23_and_24_Geo_5)). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo5/23-24/12>>）第 7 条、2010 年たばこ及び一次医療サービス（スコットランド）法（Tobacco and Primary Medical Services (Scotland) Act 2010 (asp3). <<https://www.legislation.gov.uk/asp/2010/3>>）第 4 条、1978 年保健及び個人社会サービス（北アイルランド）令（Health and Personal Social Services (Northern Ireland) Order 1978 (No.1907 (N.I.26)). <<https://www.legislation.gov.uk/nisi/1978/1907>>）第 3 条により規定されている。

販売に年齢制限が課される対象⁹を拡大し、18歳未満の者に対する（全ての）電子たばこ製品¹⁰又はニコチン製品¹¹の販売を英国全域において禁止する（第10条、第61条、第80条）。

従来、英国では、小売業者がたばこ製品、電子たばこ製品等を販売するための免許制度は存在していなかった。2026年法では、たばこ製品、ハーブ系喫煙製品、巻紙、電子たばこ製品及びニコチン製品の小売販売に関する免許制度について規定する規則を制定する権限を主務大臣、ウェールズ大臣及び北アイルランド保健省に付与し、免許なくこれらの製品を販売し、又は免許の要件に違反することを犯罪とし、当該罪を犯した者に罰金を科すものとする（第16条～第18条、第19条～第22条、第88条、附則第1～附則第4）。スコットランドについては、免許制度を創設する同様の規定は設けず、既存の小売業者登録制度¹²を拡充し、スコットランドにおいてハーブ系喫煙製品、非ニコチン系電子たばこ製品及びニコチン製品を販売する小売業者についても登録の対象に追加する（第69条、附則第9）。

（2）製品の要件等

主務大臣に対し、たばこ製品、ハーブ系喫煙製品、巻紙、電子たばこ製品及びニコチン製品に関して、小売用包装、成分及び風味、製品から放出される物質等について禁止事項等を課す、英国全域に適用される規則を制定する権限を付与する（第94条～第99条）。

（3）広告及びスポンサー活動

既に禁止されていたたばこ製品¹³に加え、ハーブ系喫煙製品、巻紙、電子たばこ製品、ニコチン製品の販売促進を目的とし、又はその効果をもたらす広告の掲載、デザイン、印刷及び配布（掲載と配布についてはインターネットサービスによるものを含む。）、スポンサー活動等を英国全域において禁止する（第118条～第123条、第129条～第131条）。

（4）使用禁止区域

英国全域において電子たばこの使用禁止区域に関する規制を新たに導入するため、主務大臣、スコットランド大臣、ウェールズ大臣及び北アイルランド保健省に対し、「禁煙区域」¹⁴として指定している場所を「電子たばこ禁止区域」として指定する規則を制定する権限を付与する（第145条、第150条、第156条、第161条）。

⁹ 従来は、イングランド及びウェールズでは2015年ニコチン吸入製品（販売年齢及び代理購入）規則（The Nicotine Inhaling Products (Age of Sale and Proxy Purchasing) Regulations 2015 (No.895). <<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2015/895>>）第3条により、北アイルランドでは2021年ニコチン吸入製品（販売年齢及び代理購入）（北アイルランド）規則（The Nicotine Inhaling Products (Age of Sale and Proxy Purchasing) Regulations (Northern Ireland) 2021 (No.330). <<https://www.legislation.gov.uk/nisr/2021/330>>）第4条により18歳未満の者に対するニコチン系電子たばこの販売のみが禁止されていた。スコットランドでは、18歳未満の者に対する非ニコチン系を含む電子たばこの販売が2010年たばこ及び一次医療サービス（スコットランド）法第4A条により禁止されていた。

¹⁰ 電子たばこ（マウスピースを通じて吸入する目的でたばこ以外の物質を気化させ（たばこも気化させるか否かを問わない。）、かつ、医療機器又は医薬品ではない装置）及び電子たばこによって気化されることを意図した、たばこ以外の物質をいう。2026年法第50条

¹¹ 医療機器、たばこ製品、電子たばこ製品以外で、ニコチンの摂取を意図する装置をいう。2026年法第51条

¹² スコットランドでは、2010年たばこ及び一次医療サービス（スコットランド）法第10条～第24条に基づき、2011年4月1日からたばこ製品の販売業者に対して、2017年4月1日からニコチン系電子たばこ製品の販売業者に対して登録制度及びその違反者に対する罰金制度が運用されていた。

¹³ たばこ製品の広告、スポンサー活動等については、2002年たばこ広告及び販売促進法（Tobacco Advertising and Promotion Act 2002 (c.36). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/36>>）に基づき、英国全域で既に禁止されていた。

¹⁴ 「禁煙区域」の指定については、2006年健康法（Health Act 2006 (c.28). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/28>>）第2条、2005年喫煙・健康・社会福祉（スコットランド）法（Smoking, Health and Social Care (Scotland) Act 2005 (asp13). <<https://www.legislation.gov.uk/asp/2005/13>>）第4条、2017年公衆衛生（ウェールズ）法（Public Health (Wales) Act 2017 (anaw2). <<https://www.legislation.gov.uk/anaw/2017/2>>）第13条、2006年喫煙（北アイルランド）令（The Smoking (Northern Ireland) Order 2006 (No.2957 (N.I.20)). <<https://www.legislation.gov.uk/nisi/2006/2957>>）第5条に規定されている。